

刑務官採用試験における体力検査の基準改正について

これまでの体力検査の在り方を見直し、有為な人材の一層の確保を目指します。
令和 8 年度から実施する本取組は、体力検査を実施する国家公務員採用試験において初めての取組です。

1 概要

刑務官採用試験においては、採用試験の試験種目として「体力検査」を実施しています。これは、刑務官の採用に当たっては、「職務を適切に遂行することができる身体の状況にあること及び職務を遂行する上で求められる体力を備えていること」が求められるためです。

これまで、全ての項目で「基準」を満たさない場合は不合格となっていたところ、「基準」を撤廃し、これに代わる指標として「第 1 水準」と「第 2 水準」を設けることにより、刑務官に求められる身体的条件の有無をより精緻に判別することができる体力検査とすることとしました。

2 改正内容

体力検査は、立ち幅跳び、反復横跳び及び上体起こしの 3 項目を実施します。

従来、この 3 項目についてそれぞれ「基準」を定め、全ての項目で「基準」を満たさなければ、他の試験種目の成績にかかわらず刑務官採用試験の結果は不合格となっていました。今回の改正では、下表のとおり「第 1 水準」と「第 2 水準」の 2 段階で合否を判定することとしました。

項目		改正前	改正後	
		基準	第 1 水準	第 2 水準
立ち幅跳び	男子	205cm 以上	199cm 以上	174cm 以上
	女子	147cm 以上	144cm 以上	121cm 以上
反復横跳び	男子	44 回以上	47 回以上	40 回以上
	女子	37 回以上	39 回以上	32 回以上
上体起こし	男子	21 回以上	22 回以上	17 回以上
	女子	13 回以上	15 回以上	9 回以上

「第 1 水準」は、従来の基準に相当する体力水準として設定されており、これを下回ったとしても直ちに不合格にはなりませんが、3 項目全てで「第 1 水準」を下回った場合は、不合格となります。

「第 2 水準」は、これを満たすことができなければ、刑務官として職務を遂行す

る上で必要な体力を錬成するための採用後の訓練も困難と考えられる体力水準であり、1項目でもこれを下回った場合は、不合格となります。

したがって、令和8年度の刑務官採用試験からは、「第2水準」を下回らない限り、2項目まで「第1水準」を下回っても体力検査は合格となります。